

春日部市告示第156号

騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）第1の1の規定に基づき、騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域を次のように指定し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

春日部市長 石川 良三

類型を当てはめる地域

地域の類型	該当地域
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考

- 1 地域の類型のアルファベットは、騒音に係る環境基準について第1の1の表に掲げる地域の類型を示す。
- 2 「第1種低層住居専用地域」、「第2種低層住居専用地域」、「第1種中高層住居専用地域」、「第2種中高層住居専用地域」、「第1種住居地域」、「第2種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる地域を、「用途地域の定めのない地域」とは、同号に掲げる用途地域として定められた区域以外の地域をいう。